

情報公開に係る手数料を定める規程

平成14年 9月25日消研規程第32号

(手数料の額等)

第1条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであつて、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金で納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

- 第2条 独立行政法人消防研究所理事長(以下「理事長」という。)は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

別表

| 法人文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|--------------------------------------|----------------------------|---|
| 1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。） | イ 閲覧 | 100枚までごとにつき100円 |
| | ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧 | 1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額 |
| | ハ 複写機により複写したものの交付 | 用紙1枚につき20円（A2判については60円、A1判については110円） |
| | ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき130円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、530円）に12枚までごとに750円を加えた額 |
| 2 マイクロフィルム | イ 用紙に印刷したものの閲覧 | 用紙1枚につき10円 |
| | ロ 専用機器により映写したものの閲覧 | 1巻につき300円 |
| | ハ 用紙に印刷したもの | 用紙1枚につき70円（A3判については130円、A2判につい |

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| | の交付 | ては250円、A1判については510円) |
| 3 写真フィルム | イ 印画紙に 印画したものの の閲覧 | 1枚につき10円 |
| | ロ 印画紙に 印画したものの の交付 | 1枚につき30円(縦230ミリ メートル、横254ミリメートル のものについては、440円) |
| 4 スライド (9の項に 該当するもの を除く。) | イ 専用機器 により映写 したものの の閲覧 | 1巻につき400円 |
| | ロ 印画紙に 印画したもの の交付 | 1枚につき120円(縦203ミ リメートル、横254ミリメートル のものについては、1,500 円) |
| 5 録音テー プ(9の項 に該当する ものを除 く。)又は 録音ディス ク | イ 専用機器 により再生 したものの の聴取 | 1巻につき300円 |
| | ロ 録音カセ ットテープ に複写した ものの交付 | 1巻につき600円 |
| 6 ビデオテ ープ又はビ デオディス ク | イ 専用機器 により再生 したものの の交付 | 1巻につき300円 |

| | | |
|----------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき700円 |
| 7 電磁的記録 5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。） | イ 用紙に出力したものの閲覧 | 用紙100枚までごとにつき200円 |
| | ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 | 0.5メガバイトまでごとにつき550円 |
| | ハ 用紙に出力したものの交付 | 用紙1枚につき20円 |
| | ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 | 1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
| | ホ 光ディスクに複写したものの交付 | 1枚につき200円に0.5メガバイトごとに220円を加えた額 |
| | ヘ 幅12.7ミリメー | 1巻につき4,000円に1メガバイトまでごとに220円を加え |

| | | |
|----------|------------------------------------|--|
| | トルのオープンリールテープに複写したものの交付 | た額 |
| | ト 幅12.7ミリメートル磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき1,900円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,800円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7,200円、9,800円又は16,800円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
| | チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき1,250円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,450円、国際規格15757に適合するものについては13,400円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
| | リ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写した者の交付 | 1巻につき980円(日本工業規格X6129、X6130又は6137に適合するものについてはそれぞれ2,000円、4,150円又は6,000円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
| 8 映画フィルム | イ 専用機器により映写したものの | 1巻につき400円 |

| | | |
|--|------------------------|---|
| | 視聴 | |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 3,300円(16ミリメートル映画フィルムについては12,300円35ミリメートル映画フィルムについては14,000円)に記録時間10分までごとに1,550円(16ミリメートル映画フィルムについては3,650円、35ミリメートル映画フィルムについては4,450円)を加えた額 |
| 9 スライド及び録音テープ(第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。) | イ 専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき700円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額) |
| 備考 1の項八、2の項八又は7の項八の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。 | | |